# 令和4年度第1回文化財保護審議会

日 時:令和4年6月24日(金)午後6時~

場 所:世田谷区教育会館3階「ぎんが」

出席者:(委員)稲木委員、神庭委員、早乙女委員、重枝委員、外池委員、藤原委員、堀 内委員、山本(質)委員、山本(暉)委員

(欠席者) 相澤委員、

(事務局) 内田生涯学習部長、加野生涯学習・地域学校連携課長、湖東文化財係 長、古川民家園係長、桐山郷土資料館長

会議公開の可否:公開

傍聴者:なし

資料: (1) 次第(2) 委員名簿(3) 事務局名簿(4) 区指定有形文化財(建造物) S家住宅の現状変更及び今後の課題について(5) 重要文化財「大場家住宅」の毀損について(6) 天然記念物の登録・指定に向けた進捗状況について(7) 令和4年度「世田谷区民俗調査」について(8) 令和3年度事業報告・令和4年度事業計画(9) なぞなぞウォーキング1~3(10) せたがやの文化財No.34(11) 世田谷名木百選(12) 世田谷区文化財調査報告集28(13) 2020年度世田谷区埋蔵文化財調査年報

## 午後5時58分開会

○事務局 本日はお忙しいところ、世田谷区文化財保護審議会に御出席いただき誠に感謝 いたします。

今年度より教育委員会事務局生涯学習・地域学校連携課長に異動してきた加野と申しま す。どうぞよろしくお願いします。

今回は今期最初の審議会のため、後ほど会長、副会長の選任を行わせていただきます。 それまでは私が司会を務めさせていただきます。

それでは、開催に先立ち、生涯学習部長の内田より御挨拶をさせていただきます。

○事務局 生涯学習部長の内田と申します。本日はお忙しいところ、本年度第1回文化財 保護審議会に御出席いただき誠に感謝いたします。

また、皆様におかれましては、改選に当たって快く委員をお引き受けいただき感謝いた します。

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、審議会を対面での開催はできませんでしたが、7月に合同部会を開催させていただき、天然記念物の登録指定等に当たって皆様に今後の方向性について御意見をいただきました。現在教育委員会では、文化財保存活用基本方針に基づき、区の歴史・文化を継承していく取組を進めていますが、ここ数日、同感染症の感染者数の増加が見られ、依然厳しい状況が続いています。そのような状況下で室内の行事等を徐々に再開しているため、区の歴史・文化を学ぶ機会を提供し、次世代にそれらを継承していきたいと考えています。

一方で、文化財を取り巻く状況は厳しく、課題や懸案もありますが、引き続き皆様の御 意見を賜りながら、区の文化財行政の発展に寄与させていただきたいと思います。今後も 引き続きよろしくお願いします。

○事務局 それでは、次第2の今期の委員紹介に移ります。資料1を御覧ください。

昨年度末の任期満了に伴って、委員の改選を行いました。今期は令和4年3月14日から 令和6年3月13日までとなっており、委員の構成は資料1のとおりです。今期も引き続 き、区の文化財行政の発展に御協力をよろしくお願いいたします。

続いて、次第3、事務局の紹介に移らせていただきます。

幹部職員及び係長を順に紹介します。

生涯学習部長の内田と申します。

文化財係長の湖東と申します。

民家園係長の古川と申します。

郷土資料館長の桐山と申します。

私が生涯学習・地域学校連携課長の加野と申します。どうぞよろしくお願いします。 次に、本日出席している事務局職員を紹介します。

## (事務局職員紹介)

○事務局 本日出席していない職員を含め、関係各係の体制については資料2で御案内しています。今年度もどうぞよろしくお願いします。

次第4の会長・副会長選任に移ります。

選任方法は、世田谷区文化財保護条例第56条の規定に基づいて、委員の互選によることとなっています。会長及び副会長について、自薦、他薦等あれば、お願いします。

- ○委員 会長をこれまでずっとやってこられたので、今期も引き続き山本暉久委員に会長 をお願いし、併せて副会長も前期から引き続き相澤委員にお願いできればと思います。
- ○事務局 ただいま早乙女委員より、会長については山本暉久委員に、副会長については 相澤委員に引き続きお願いしたらどうかとの御発言がありました。山本暉久委員、引き続 きお引き受けいただけますでしょうか。

### [承認]

○事務局 それでは山本暉久委員におかれましては、引き続き会長への御就任をお願いします。

次に、副会長ですが、相澤委員は本日欠席ですが、副会長に推薦があった場合、受諾いただける旨をお伺いしています。委員の皆様に御了承いただけましたら、相澤委員に引き

続き副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[承認]

- ○事務局 それでは、副会長は引き続き相澤委員に御就任いただくこととします。 それでは、山本暉久会長から御挨拶をお願いします。
- ○委員 皆さん、お忙しい中、感謝いたします。私は大学を退職してすぐ辞める予定でしたが、はや5年が過ぎ、再び会長職を賜りました。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で、なかなか円滑な審議会を開催することが難しい事態になっていますが、委員の皆さんと一緒に世田谷の文化財保護について今後とも尽力させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○事務局 これからの議事進行は山本会長にお願いします。
- ○委員 令和4年第1回世田谷区文化財保護審議会を開催します。

今回の審議会には傍聴の申込みはありませんが、会議開始後、傍聴の申出があった場合、その際に諮り、傍聴していただく形で取り扱います。

初めに、配付資料の確認をお願いします。

### (配付資料確認)

○委員 令和4年度第1回議事録署名委員指名です。委員改選に伴い、今期の委員名簿の 五十音順で回します。本日は相澤委員が欠席のため、今回の議事録署名は稲木委員と神庭 委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

〔承認〕

- ○委員 議事に入ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。
- ○事務局 初めに、資料3、区指定有形文化財(建造物)S家住宅の現状変更及び今後の 課題についてです。当該建造物の所有者より、今後相続が発生した場合、土地建物を現状 のまま維持できないことから当該地を事業用地として開発を行う予定で、指定の解除や現 状変更について検討願いたいとの御要望がありました。今後、当該文化財について本審議 会での審議が必要となるため、現状及び課題について報告します。

詳細については、文化財係長より御説明させていただきます。

○事務局 資料3の「2 対象文化財」から説明します。名称は区指定有形文化財(建造物)S家住宅、所在地は代田3丁目、所有者は個人の方となっています。指定年月日は平成8年7月2日、現在も住まいとして利用されています。指定対象としては、主屋の木造の建物、蔵と門、内塀に加え、回遊式日本庭園の土地も指定対象となっています。

3ページが配置図になっています。場所が世田谷区代田の環七通り沿いに面しており、 小田急線よりも少し南側になります。主屋については、環七通りからは見えないところに 位置しています。

4ページが指定範囲になっています。黒く塗られているところが主屋になっていますが、環七通りから通路を入っていくところから指定範囲になっており、日本庭園についても大半が指定範囲になっていますが、一部、途中で線が切れているところがあります。また樹間に線が入っていたり、当初の線引きの趣旨が不明であったり、現地の目印等も入っていません。土地については3,000平米以上指定されていますが、範囲が不明確である点が課題の一つとなっています。

5ページから7ページについては、当該建造物の画像がついています。立派な平屋の建 物と日本庭園が見てとれるかと思います。

2ページに戻っていただき、課題ですが、指定文化財は皆様御存じのとおり、非常に厳しい強制力がかかると同時に、補助制度等によって維持するための支援は手厚く行われる制度です。区の補助金も入っているので、基本的には解除は認められないというのが原則ですが、解除できる事由としては、指定文化財としての価値が失われた場合や国の指定文化財になった場合などに限られており、指定解除も本審議会の諮問事項です。今回、所有者の方から、土地活用も含めて指定の価値の在り方が問われています。これからどういう部分が開発に必要なのか、その場合、残った部分について指定がそのままできるのかを審議会及び所有者の方と協議しながら、できるだけ残るような形で考えていければと思っています。

これまでの取組としては、令和3年度に有識者による現地調査と基礎調査報告書をまとめています。そちらについては、別添で1ページから始まっているものにまとめています。実施日は令和4年2月8日、本審議会の山本暉久委員と重枝委員、庭園専門の東京農業大学の粟野教授に建物及び庭園の調査をしていただきました。今回の調査によって、特に日本庭園の価値が非常に学術的に貴重であるとの所見をいただいています。詳細については後ほど御覧いただければと思います。

今年度ですが、まだ審議会としての調査等が行われていないため、第一部会を中心として検討及び現地調査等をお願いできればと思っています。そして、所有者の意向も含めた現状変更、解除もしくは再指定になるかどうか、今年度中には方針が確定できればと考えています。所有者は非常に焦っているところもあるので、こちらもそれに協力する形で、令和5年度には審議会に諮問、答申をいただければと考えています。

説明は以上です。

○委員 今の説明の中で出てきましたが、重枝委員と私と東京農業大学の造園学の栗野教授の3名で現地調査をさせていただきました。建物と庭園を含めて非常に保存状態が良好で、引き続き保護を図っていかなければいけないと思っていますが、要旨に書いてあるように、相続問題が近いうちに出てくる可能性があるので、そこら辺の見直しが必要ではないかとの所有者の意見があり、今回いろいろ問題になっています。

4ページの図面を見て分かると思いますが、建物は全部指定していますが、庭園部分が非常に中途半端な指定範囲になっています。環七通り沿いからスロープで入り口を入って門がありますが、そこまでのスロープの部分を含めて指定されている状況をどのように取り扱うのか。入り口のスロープのすぐそばにS記念館という資料館が建っています。これも立派な資料館で、これらを指定の過程の中でどう取り扱っていくかも大きな問題になろうかと思います。委員の先生方を含め現地視察をお願いしたいと事務局から話がありましたが、この取扱いについて審議会としてどういう考え方を持っていくのかをまとめて、所有者と話合いを持っていく形になろうかと思います。重枝委員、価値づけを含めて何かあ

りますか。

○委員 建築自体はレベルの高い建築となっております。建築のレベルだけで言うと他にも都内にあるのかもしれませんが、ここでの問題は庭と建築が一体化している部分に様々な試みがなされていて、それが今でも有効に残っています。それぞれの場所で庭と建築との関係が残っているという意味では、非常に貴重な存在です。建造物をいろいろな形で登録している区もありますが、庭がここまで残っているのは、都内にほとんどないと思われます。和風の住宅に洋館がついて、洋室の横には西洋風の菜園なのか庭園なのか分かりませんが、そういうものまで残っていました。それは今の指定範囲には入っていませんが、相当いろいろなバリエーションを持っているものなので記録するにしても、とにかく貴重なものであることは確かです。これを守っていけるような方向で考えていければいいと思っています。

○委員 そういう価値づけの問題は非常に貴重であると判断していますが、この問題が発生してきたのは所有者の相続の関係で、指定を一部解除して、今後切り売りするような形ができないのかということで話が持ちかけられています。そこら辺の折り合いが、かなりこれから厳しい話になってくると思っているので、ぜひとも委員の先生方には現地を御覧いただき、判断していただけたらと思っています。

○委員 これに関しては、区の指定有形文化財で建造物となっています。主屋や蔵は地上に建っている建物で分かりますが、土地は地面があって、日本庭園のところと、主屋や蔵も建っている土地も含めた全体の土地なのか。土地が有形文化財としての登録はあるのか。私の感覚だと、庭園とか土地は史跡や名勝のほうではないかと思いますが、土地が有形文化財とはどういうことなのでしょうか。

○事務局 全国的に見ると、こういったケースで名勝という指定の区分で建物含めて名勝 庭園と指定されているものがあります。建築物に付随する形で土地も何平米と指定範囲に なっているケースもありますが、こちらの場合は、名勝に値する文化財と見てとれます が、非公開の住居であるため、名勝のカテゴリーを持ち出すのが難しい部分もありまし た。ただ、先生方に見ていただいたとおり、この庭は外せないという不可分のものであったので、指定種別は建造物ですが、指定範囲としては庭も対象としたと考えています。

- ○委員 主屋の南の部分は同じ敷地なのになぜ指定しなかったのでしょうか。
- ○事務局 図面で言う左下は、所有者は同じ方ですが、今は駐車場になっています。
- ○委員 平成8年に指定されたときの経緯がよく分かりませんが、建造物を中心に指定されていて、庭も良いということで一部指定しました。その線引きがどのようになされたのかがよく分からないところが多く、それらも含めて検討していかなければいけません。加えて、所有者の意向を酌みつつ、どういう保護の在り方があるのかを検討していかなければいけないと思っています。区内としては非常に残りがいいものです。堀内委員も御覧になっているでしょうか。
- ○委員 改修のときに訪ねたことがあります。やはり残すべき物件には違いはありません。どうやって残していくかという方向で考えていくのが前提だと考えています。現地視察をやっていただけるようですが、資料内に事業用地として開発と記載されていましたが、どの程度の土地を開発に充てるのか等、何か条件みたいなものがないと、視察に行ったときに議論が具体化していかないため、できればその点を所有者に聞いていただければと思います。庭園というのは、回遊式なので外から見た楽しさと、室内からどう見えるかの2つがあります。両方から見ていったときに価値が出てきます。所有者側の意向や条件をもとに、我々が指定のやり直し等の判断ができるため、それらをしっかりとつかんでいただきたいと思います。
- ○委員 実は既に所有者から案が出されています。一部を売ってマンション化や相続に当たって切り売りする案が出ていたが進展はないか、所有者側の意見は承りましたが、具体的な案には至っていないため、今回資料は出ていません。現地視察する際、こういう案も出ていることを事務局からも出していただいて、ちょっと見ると受け入れ難いようなところが多々あり、そこまで踏み込んだ論議ができていません。
- ○委員 分かりました。

- ○委員 現地視察の日程はどうしますか。
- ○事務局 未定です。近々、所有者と会う機会を持って、今後の進め方等について了承を いただけたら、委員の先生方と日程調整したいと考えています。
- ○委員 前回は一部の委員で見たが、審議会として現地視察し、さらなる検討をした上で 所有者と話合いを行うため、早めに日程調整していただければと思います。現地を見ない と何とも言いようがないことは多々あるかと思いますが、本当に庭は保存状態が良いで す。世田谷の環七通り沿いに塀に囲まれたあのようなものがあるのかとタイムスリップし た感じがしました。
- ○委員 庭園はいつ頃造られたものですか。主屋の頃か、江戸時代のどちらですか。
- ○事務局 建物と同時期で、昭和9年に建物が竣工しています。
- ○委員 他になければ、事務局で日程を調整していただいて、現地視察、さらに審議会で 審議する方向でいきます。よろしくお願いします。

次に進みます。事務局、よろしくお願いします。

○事務局 資料 4、重要文化財「大場家住宅主屋」の毀損についてです。大場家住宅主屋の東北角に設置している隅木梁が、軒先の荷重に耐えられず、軒桁部で折損しており、梁はへの字型に折れ曲がった状態で、それに伴い隅扠首を含む茅屋根と出桁の下垂と軒裏の板張りに乱れが発生し、今後、修理が必要な状況となっているため、現状及び今後の対応について報告します。

詳細は係長より説明します。

○事務局 資料4を御覧ください。毀損事故の状況については課長からの説明のとおりです。1(3)応急措置としては、4月に入り、所有者である保存会で、隅木の軒先下に現状維持のための仮設の支えを設置して、それ以上は落ちないというような状況に今なっています。すぐに文化庁宛てに「き損届」を提出しています。

少し話は戻りますが、2の大場家住宅については審議会でも報告をしているかと思いますが、令和元年度まで保存活用計画策定と修理工事を実施して、まだ完了したばかりとい

う状況です。その際には、構造計算をした上で修理していますが、そこから2年でこのような状況になっています。4月以降、まずは東京都に報告して現地を見てもらい、今後の対応について指示を受けています。併せて、所有者中心に現場の調査と修理方針の検討会を5月に実施しています。保存活用計画の策定委員会に入っていただいた審議会の重枝委員にも5月16日に出席いただいています。最新情報としては、調査報告書は所有者名義で一応完成して、今現在、文化庁まで届いたという状況です。今後、文化庁からも修理方針等について意見等が出てくると思いますが、修理費用や国庫補助の対象かどうか等未確定な部分も残っていますが、所有者や委員の先生方と協議しながら進めているところです。

2ページ以降は事故の状況です。郷土資料館に行く際に駐車場から入って代官屋敷を通り抜ける形になりますが、最初に接近する部分、東北角のところの隅木が折れて、茅が下がっている状況です。3ページがその状況の写真です。本来少し反り上がっていますが、三隅に比べると、かなり下がっているのは誰が見ても分かるような状況です。写真を御覧いただきますと、折れているところに少し虫食いが見られます。

報告書の中では、4ページの原因についてと同じような書き方でまとめていますが、原因を特定することは難しく、様々な事象が複合的に作用しています。ただ、その中で、虫の穴については明らかに認められるので、それは大きな要素になっていることは間違いないと考えられます。どのような種類の虫かまだ特定できておらず、他に原因があったのか引き続き調査しますが、調査終了及び修理方針確定後、修理することになっています。

○委員 保存修理したばかりなのに毀損してしまうのは通常では考えられません。保存修理工事の計画そのものに何か問題があったのか、その点はいかがかですか。

○委員 茅を支えている隅に出ている部材があまりにも細い材となっています。代官屋敷になるときに、正面の部分を出桁にしたときに、あまり大きな材を使っていないことで、本事象が起きました。反対側のコーナーに比べても細い材となっています。それから、虫の件ももちろん影響したと思われますが、修理の際にはある程度チェックしています。それ以上、虫が内部にいることを調べるのは難しかったと思われます。隅の1本が折れた程

度でそんなに費用がかかる話なのかと一般的には思われますが、茅は隅から葺き始める部分が、ごそっと落ちました。それをただ引っ張り上げれば茅葺屋根が直せるわけではなくて、茅の大部分をある程度葺き直す必要も考えなければいけません。相当の費用がかかることは確かです。

- ○委員 かなり大幅な修理をしなければならないのでしょうか。
- ○委員 どのように考えるかは議論しなければいけないと思いますが、無理して出桁にしていることも代官屋敷の一つの歴史なのだということで、構造を変えず何らかの形で補強するのか、今後もずっと残していくためには、ある程度本格的な構造的な補強をすることも含めて考えていかなければいけません。ただ、先ほど会長からも言われたように、保存修理後、本格的な公開もできていません。現在、資料4ページのとおり、支えをしています。応急修理することにより、現況よりもきちんと補強できると思いますが、20年、30年先までこの状態にしておくわけにもいかないので、そういう意味で修理方針等をきちんと決めなければいけません。5月に開催した検討会で皆さん心配されていましたが、虫害はその1本の梁だけではないとするならば、他の梁の虫害の調査をどうするのかも考えていかなければいけません。
- ○委員 この件については文化庁とよく話し合いながら、今後どうしていくか対応を決めていく。応急処置だと、同じことを繰り返す可能性があるので、抜本的に考え直す必要があると思います。
- ○委員 やはり今後の改修について大事なことになるため、原因究明に時間をかけるべきです。隅木がある他の3本は無事でなぜここだけなのか等、ある程度の合理的な調査を優先していきます。安全を図りながら、中期的にどうしていくか等、修理方針をたてるべきです。
- ○事務局 所有者の保存会でも、今後も仮設のままというのはいかがなものか、という考えもあるため、原因等も調査しながら、工事の方針をどう考えていくのか、それに対して 国庫補助が下りるか下りないかにより方針にも関係してくることがあるので、都と区で協

力しながら国の協力をもらえるように進めていきます。

- ○委員 今は見学できないようになっているのでしょうか。
- ○事務局 仮設足場と突っ張り棒を外に立てて、これ以上落ちないようになっているので、見学はできます。
- ○委員 堀内委員が言ったように、虫害も原因ならよく調査しないとまずいです。
- ○事務局 本件については、所有者の意向も今後重要視しなければいけない部分もあります。調査報告書を文化庁に提出したため、文化庁から修理方針の指導や意見等もあると思われます。引き続き所有者と連携しながら進めさせていただきます。また状況については適宜報告させていただきます。
- ○委員 支えがあるのですぐ落ちる心配はないのですか。
- ○委員 落ちる心配は今のところありません。これ以上の災害があったときは別ですが、 今の状況のまま続けば、ここで事故が起きることはない状況です。
- ○委員 最近は地震が多いため、気になります。公開しているため、人が近くまで入って 来られるのですか。
- ○事務局 4ページの写真を見ていただくと分かるように、ここで支えた形で、下にコーン等を置き、人が近づかないようにしています。
- ○委員 この件については慎重に進めていただきたいです。よろしくお願いします。 次を事務局、お願いします。
- ○事務局 資料 5、天然記念物の登録・指定に向けた進捗状況について説明します。世田 谷区文化財保存活用基本方針では、文化財に関する総合的な把握を進めることとしていますが、名勝・天然記念物・文化的景観については、これまで十分な調査ができていません。そこで、関係所管と連携し、天然記念物等検討プロジェクトチームを組織して内部検討を進めてきたため、現在までの進捗状況を報告します。

詳細は係長から説明します。

○事務局 資料5を御覧ください。主旨は課長の説明のとおりです。

これまでの経緯としては、内部の検討段階ですが、プロジェクトチームとは、生涯学習・地域学校連携課と都市デザイン課、みどり政策課で行っています。 PTの中では、天然記念物、文化的景観等もあるため、それに関する所管で情報交換をしながら、進めています。 天然記念物については区でも名木百選を選定しているため、名木百選をもとにリスト作成をしています。

審議会への報告としては、平成31年にPTにおいてつくった旧名木百選となっていますが、本日、比較的最近また選定された新名木百選の冊子を席上で配付しているため、そちらを御覧いただければと思います。元々の名木百選に選定されていましたが、枯れたものを外し、今回新たに選定されたものを加え、今現在150件新名木百選に選定されています。令和2年度の合同部会においては、名木百選に新名木百選を加えたリストとして、その後は、色々な情報を追加し当該リストを拡充しています。最終的には、神庭委員に特記事項等を書き加えていただいたデータとして、資料5別添の案となっている資料データが今現在、最新のリストになっています。

2ページですが、今後、天然記念物、特に樹木については、比較的早く成果につながりやすいということもあるため、このままの流れで樹木調査や歴史等の資料調査を行い、登録・指定候補リストを作成します。最終的に絞り込んだリストについては第三部会で御意見をいただき、審議会に報告するところまで、今年度のスケジュールとして考えています。

令和5年度は、令和4年度に調査できなかった樹木の調査や課題整理等を行いつつ、所有者との協議を経た上で、令和5年度中に登録もしくは指定の審議会への諮問、答申をいただいく予定となっております。

これまで手をつけたことのないジャンル分野のため、今までどおりの経験で進められないところもあると思いますが、委員の先生の意見を伺いながら着実に進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員 この件について、神庭委員が新たに加わってやっていただくことになりました

が、何か付け加えることはありますか。

○委員 近年の気象が原因と考えていますが、東京都内で、特に落葉樹の生育状態に異変が起きています。葉の小型化や早期の黄葉が発生しています。葉の小型化は蒸散による水の移動が少なくなることで樹体温度が上昇しやすく、そのことで樹皮部が衰弱し部分的に枯死することもあります。このように葉の小型化は、これは枝葉量の減少と同じこととなりますが、樹勢や活力の方向に大きく影響を与えています。特に名木や天然記念物に指定されるような樹木には古木や大木が多くあります。現在生き続ける老大木などでは表面積と吸水のバランスをとる能力に長けているため、生きながらえてきたと言えます。今回、天然記念物を新名木百選の中から選出するにあたり、以前の安定していた気象下では活力つまり生育状態は容易に判断することができたと言えますが、現在の葉が小さくなっているという状態の中では活力の見極めは単年度のみでは難しいです。特に天然記念物たる樹木を選出するには、活力判定の面で数年の期間が必要となると思います。世田谷区の文化財となる天然記念物を選出するにあたり非常に責任を感じています。ぜひとも皆さんに御協力いただけたらと思っています。

○委員 この審議会でも天然記念物については取組が今まであまり十分ではなかったところがあります。神庭委員に加わっていただいため、慎重に話を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、民俗調査についてお願いします。

○事務局 次に資料 6、令和 4 年度「世田谷区民俗調査」についてです。区では、近世の旧村を単位として、昭和52年より62年まで民俗調査を実施し、世田谷区民俗調査報告としてまとめ、昭和54年から平成 8 年まで計12巻を刊行しました。それ以降、旧村を単位とした民俗調査を行うことができず、社会環境の変化や地域の世代交代も進んでいるため、山本質素委員に御協力いただきながら民俗調査の構想を練り、平成31年度に調査を開始しました。今年度も引き続き調査を実施するため、これまでの実施状況と併せて報告します。

では、係長より説明します。

○事務局 資料6を御覧ください。経緯・概要については課長の御説明のとおりですが、 平成31年度、令和元年度からのため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、特 に御高齢の方から聞き取り調査を行うことがメインのため、計画通りに調査を進めること ができていません。今年度、同感染症の感染状況を見つつ、徐々に調査回数は増やしてき ています。

裏面にこれまでの調査の状況が記載されています。令和2年度は4つの地域、令和3年度は記載のとおりです。令和4年度も引き続き聞き取り調査、明日も山本質素委員に御協力いただき、喜多見の聞き取り調査に伺うことになっています。計画どおり進められていませんが、来年度、報告書を刊行する予定のため、引き続き調査を進めていくことを予定しています。

調査については、山本質素委員をはじめ、3に記載のとおりの先生方に御協力いただきながら、現地に足を運び調査しています。今年度は聞き取り調査を引き続き進めながら、 来年度の報告書刊行に向け、先生方を中心に原稿の執筆等も進めていきたいと考えています。

- ○委員 山本質素委員、何か補足することはありますか。
- ○委員 始まったときから事務局と連携しながら進めていますが、今回の調査は総合調査 ではありません。それが実施できない状況だったため、的を絞った民俗調査となること を、御了解いただきたいです。
- ○委員 その点に十分留意して民俗調査を進めていただきたいです。山本質素委員、ひと つよろしくお願いします。
- ○委員 この聞き取り調査は、聞いたことをメモするだけなのか、あるいは録画や録音も するものですか。話している人も高齢の方で語り口や言葉もあるだろうから、それらも含 めて取っていますか。ただ言葉だけを書き残すものですか。
- ○委員 実際の調査時には事務局の方に録音をしていただいています。ただ、録音したものをそのまま公開することにはなっていません。現在は話者の方の許可を得た上で録音さ

せていただいています。他の資料との整合性を確認しながら進めていくことになっています。録画はしていません。民俗調査そのものを可視化する方法が今まで確立しているわけではありません。実際に考えている方もいますが、なかなかこの地域では難しいものがあります。

- ○委員 世田谷はデジタルミュージアムを構築したことで、サイト内で様々な動画を公開 しています。先走ったことではあるが、将来的に当該サイトに掲載できるかもしれないと 思い、伺いました。
- ○委員 調査するだけではなく、それを活用していくようなことを含めて検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、(5)その他報告事項(令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画)について事務局から説明をお願いします。

○事務局 次に、資料7から9です。令和3年度事業報告・令和4年度事業計画についてです。

文化財係、民家園係、郷土資料館の順に、各係長より説明します。

○事務局 それでは、文化財係から資料7に基づいて、令和3年度事業報告と令和4年度 事業計画を説明します。

まず、令和3年度の事業報告ですが、文化財の登録・指定は審議会も開催できていない ため、ありません。

保存助成事業については、引き続き実施している浄真寺三仏堂の耐震補強等の工事に補助金を交付しました。文化財調査としては、梅丘2丁目の解体に伴う緊急調査、駒沢1丁目の資料調査、区指定有形文化財のS家住宅の改修工事に向けた現況調査等を行っています。引き続き民俗調査も実施しました。

次に、埋蔵文化財の発掘調査ですが、数が多くなるのでまとめさせていただきます。 4 番から14番までの各調査になっており、調査内容としては、個人住宅の建築に伴う事前発掘調査、出土遺物の再整理調査、出土金属製品の保存処理等についても実施しました。

文化財普及・啓発事業だが、基本方針等に基づいた普及啓発事業を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施がなかなか難しいところではありましたが、屋外の事業を中心に参加者を絞りながら実施できる範囲で行いました。考古の分野では、「夏休み親子で自由研究」で勾玉づくり・ミニ土器づくり、秋には古墳講演会を行い、古墳めぐりツアーは屋外のイベントということで野毛大塚古墳や御岳山古墳等の現地で実施しました。18番、引き続き行っている歴史文化物語ワークショップは、昨年度は世田谷城、豪徳寺、代官屋敷のエリアを中心にまち歩きを行い、ワークショップを行いました。発掘調査の速報展についてはオンライン開催となりました。重要文化財大場家住宅については、改修工事が終わった状況で見学会を実施しました。

3ページ、お香体験は二子玉川公園の中にある旧清水家住宅書院で実施しました。23番の郷土歴史文化特別授業は、区内の小学校に出向き、考古を中心に出前授業を行っています。昨年度は12校の授業と2校の展示、野外授業については野毛大塚で1校実施しています。ジュニア講座の動画作成、刊行物としては文化財調査報告集等、文化財解説ボランティアについては、既に各活動している野毛大塚古墳と等々力渓谷のスポット解説について11月から2月にかけて実施しました。

4ページ、今年度の事業計画です。文化財保存助成等についてはA家の蔵の修理工事を行います。S家住宅については、昨年度の調査に基づき、今年度、屋根の葺き替え等の修理工事を行います。浄真寺三仏堂については、今年度は中品堂の設計事業で補助金を交付します。それ以外の調査としては、民俗調査、天然記念物調査、随時必要に応じて古建築等の緊急調査を行います。

埋蔵文化財調査は、個人住宅については予定が立たないこともありますが、今のところ 予定されている調査としては3番から9番までとなっています。9番の都指定等々力渓谷 三号横穴については羨門扉の修理を実施します。

続いて、文化財普及・啓発ですが、このところまた新型コロナウイルス感染症の感染者 が増え始めていますが、室内の事業も実施可という見込みで今年度は計画を立てていま す。「大場家住宅」活用事業は子ども向けの事業、それから、「ドキ土器!粘土でつくるむかしの器」も夏休みの事業として実施します。

5ページ、清水邸は引き続きお香の行事、今年度は第15回区遺跡調査・研究発表会を実施する予定です。歴史文化物語については、今年度は「国分寺崖線の自然と邸宅」をテーマにワークショップを行います。郷土歴史文化特別事業は、今年度も引き続き3つのやり方で実施していきます。文化財ボランティア養成講座については、今年度は修理が終わった大場家住宅でのボランティアの育成講座を実施していきたいです。また引き続き、野毛大塚古墳と等々力渓谷についてはスポット解説を行います。動画の作成として、今年度は無形民俗文化財等に力を入れて作成していきたいと考えています。

文化財係は以上です。

○事務局 続いて、民家園の令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画について説明します。

お手元の資料8の1ページを御覧ください。まず、令和3年度の事業報告の1番、民家園の開園について、次大夫堀公園民家園、岡本公園民家園とも、国の緊急事態宣言発令に伴って、4月25日から5月末まで臨時休園しました。6月以降については、主屋内の入場を一部制限して開園しており、現在は制限を緩和すべく検討を行っています。2番の展示では、常設展示のほか、草花に見る旧暦の節句として、いけばな展示を両園で5回開催しました。衣類の素材の一つです木綿をテーマとした企画展「くらしのなかの木綿」を11月3日から翌年1月1日まで次大夫堀公園民家園で開催し、期間中7202人の来園がありました。3番の民家のみかたについては、「民家の伝統技術」として、瓦葺き職人を招いての「瓦の技術」を岡本公園民家園で開催し、13人の参加がありました。園内の区指定文化財建造物について解説する「古民家解説会」を計7回開催し、39人の参加がありました。4番の暮らしの歳時記では、農家の季節ごとの生業などを再現した「農事」を4事業、農家や村の職人などが行っていたハレの日の行事を再現した「民間暦」を23行事開催しました。

2ページ、5番の民家園の夏を楽しもうで、「夏の暮らし再現」では、農家の夏の暮らしの一端を紹介する展示を6月22日から9月26日まで次大夫堀公園民家園で開催し、期間中7835人の来園がありました。また、「たそがれの民家園」と「夜まで民家園」では、それぞれ開園時間を延長して、夕暮れ時や夜の民家園を体験していただきました。6番の年中行事について、予定していた7行事のうち、「こどもの日」「岡本七夕まつり」「手作り市」の3行事は、新型コロナウイルスの感染拡大防止等の関係で中止しています。7番の民家園ボランティアについては、やはり新型コロナの影響で、ほとんどの期間、道具の手入れなど必要最小限にとどめていました。8番の学校連携事業については、体験学習を4校受け入れた。学校への出張授業は1校予定していましたが、新型コロナの感染が急拡大していた時期だったので中止しています。資料には記載していませんが、社会科見学については25校受け入れています。9番、民家園改修工事については、資料記載のとおりです。

引き続いて、3ページを御覧ください。令和4年度事業計画です。今年度も昨年度とほぼ同様の内容で、展示、民家のみかた、暮らしの歳時記などの開催を予定しています。1の展示では、企画展のほかに収蔵資料展の開催も予定しています。資料には記載していませんが、ここ2年、新型コロナの影響で実施を見送っていた参加型教室について、今度の夏休み期間中に、まずは少人数制で行えるよう検討を進めています。

4ページを御覧ください。8番の民家園改修工事について、今年度は区指定文化財古民家3棟の茅葺屋根の修繕工事を予定しています。3棟全てが全葺き替えではなく部分補修になりますが、茅葺屋根の改修を見ることが現在ではなかなか難しくなっているので、工事期間中に区民を対象にした見学会なども開催する予定です。

民家園係の説明は以上です。

○事務局 続いて、郷土資料館の令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画について説明します。

右上に差し替えと記載している資料を御覧ください。まず1ページ、1の令和3年度事

業報告ですが、活動事業としては、資料の1ページから2ページに記載している9つの事 業となります。まず、1番の歴史講座は、「美術史講座I」を昨年の11月17日から12月8 日までの期間で全4回開催させていただき、延べ108人の方々に参加いただいています。 また、後ほど触れる特別展と関連させた「多摩川の絵図を読み解く」をテーマとした講座 を11月23日に開催し、26人の参加を得ています。歴史講座としては、このほか民俗学講座 など記載のとおりの3講座を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策 のため中止とさせていただいています。次に、2番の野外歴史教室では、「旧馬引沢村の 社寺と史跡を巡る」をテーマとして、11月11日に開催し、23人の参加をいただいていま す。その他として、お手元の資料記載のとおり野外歴史教室を企画していましたが、同じ く新型コロナウイルス感染拡大防止対策や雨天により実施を見合わせています。次に、3 番の体験教室については、夏休み期間中における子どもたちの体験を企画の主眼としてお り、自由研究講座として、「折り染めミニ掛け軸作り」を8月8日に19人の参加を得て開 催し、また、「香道教室」を20人の参加を得て8月22日に、それぞれ開催しています。次 に、4番の特別展・季節展の開催については、まず、特別展では「多摩川と世田谷の 村々」をテーマとして、10月23日から12月5日の間で開催し、その間で延べ3301人の来館 をいただいています。また、「ボロ市の歴史」をテーマとした季節展を12月11日から翌年 1月16日までの間に開催し、1122人の来館をいただいています。

2ページを御覧ください。5番のミニ展示の開催です。ミニ展示は6月19日から7月18日まで開催した「社寺の守礼―信仰と厄除け―」のほか、2件の展示を資料記載のとおり開催し、延べ5171人の方に来館いただいています。6番の地域行事他については、8つの大学から実習生を受け入れており、そのほかは新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため地域行事も中止となっていることから、実施を見送りとさせていただいています。7番の学校連携事業は、社会科見学の受入れを22校、また学校への出張授業を7校実施しています。最後に、8番の刊行物と9番のその他については、資料記載のとおり対応しています。

令和3年度事業報告は以上です。

引き続いて、資料の3ページを御覧ください。2の令和4年度事業計画です。まず、今年度の郷土資料館の改修工事実施に伴って、令和4年度中は閉館としています。改修工事については、郷土資料館本館の建物が昭和39年の竣工から50年以上経過しており、設備等が老朽化したことなどから工事を実施しています。工事概要としては、本館のトイレの多機能トイレ整備を含む内装工事等の建築工事をはじめとして、高圧電力を低圧電力に変圧する受変電設備の更新工事等の電気設備工事、さらに、空気調和設備の更新等の機械設備工事、エレベーターの一部を更新する改修工事などを行っています。この工事の竣工後においては、郷土資料館を再オープンする際に、常設展示のリニューアルを予定しており、郷土史を学校で学ぶ子どもたちに、より分かりやすい工夫を凝らしていきたいと考えています。。

なお、当館の改修工事に伴う閉館中においても、館外で実施ができる野外歴史教室を資料記載のとおり3件開催するとともに、所蔵資料に関する電話等でのお問合せに対する対応、それから特別展の図録や、その他有償刊行物の郵送による販売等を行っており、当学芸員が学校に出向き対応する郷土学習授業の支援なども継続させていただいています。

郷土資料館からの説明は、以上です。

○事務局 今年度も区内外の多くの方々に、区の歴史や文化財に理解と知識を深めていた だけるよう事業を実施していきます。

報告は以上です。

○委員 ただいま文化財係、民家園係、郷土資料館から令和3年度事業報告並びに令和4年度事業計画についての説明をいただきました。コロナの関係で普及啓発関係がなかなかうまくいかないところがあること、郷土資料館は修繕工事をしているので完全に閉館しているような状況なので、なかなか事業そのものが十分な展開ができないところはあろうかと思いますが、引き続き令和4年度もよろしくお願いします。以上の報告について、何か御意見、御質問はありますか。

○委員 去年はボロ市自体が中止でしたが、季節展のボロ市が約1か月で1100人というのは健闘したかなと、よくこの時期に入ってくれたと思います。配布資料のその上の特別展3000人と、やはり郷土館を好む固定客がコンスタントに入っていることが分かります。郷土資料館が健闘していると思いました。

それから、名称は分かりませんが宇奈根にある考古資料室、土器を整備しているところは私も何回か見に行ったことがありますし、土器を指定するのでそこで部会をやったことがありましたが、あそこは多摩川の浸水地帯というのか、ハザードマップにあって、たしか世田谷の中でもあの辺は多摩川の横なので浸水する可能性があり、指定文化財や考古の金属器はあそこに置いておくと、これから危険な気がします。どこに置いたらいいか分かりませんが、そういう大事なものは安全なところに置いておくことも、今後考えたほうがいいのではないかと思います。あの辺はまだ浸水したことはありませんか。

○事務局 歴史上、あそこは地層で言うと立川面になるので、もとは多摩川の河原であったことは間違いないところです。そこに建っているのも間違いのないことなので、国の重要文化財や指定文化財は、できる限りあそこには保管していかない方針と、最悪の場合でも浸水防止の物品等も昨年度購入して、何とか被害がないように考えています。

- ○委員 高いところに置くとか、その対策だけお願いしたいです。
- ○委員 ほかになければ、令和4年第1回文化財保護審議会を閉会します。

午後7時29分閉会

委員署名_		